



マイナンバーはどんな時に使うの？

マイナンバー制度は、『社会保障・税番号制度』とも呼ばれ、その名の通り、主に**社会保障**（年金の取得や、雇用保険、給付や生活保護など）や、**税関係**（各種税金の申告や、給与支払報告書など）、それに**災害対策**（防災・災害対策、被災者の生活再建支援金の給付事務、被災者台帳の作成など）に使われる予定です。

| | 社会保障 | 税 | 災害対策 |
|------|--|---|-----------------------------|
| 使う場面 | 年金の取得、雇用保険、ハローワークの手続き、医療保険給付、福祉分野の給付や生活保護 | 税に関する申告書、届出書 雇用先への提出物 税務当局の内部事務 | 被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務 |
| メリット | ・年金や給付金を不正に受け取ることが出来なくなります。 ・本当に困っている人にきめ細やかな給付ができます。 | ・今後医療関係への導入が進めば、確定申告時の医療費控除の申告忘れが減ることが期待されます。 | ・災害時の避難者の把握がしやすくなります。 |



これからの制度の流れ

H27年 9月25日

H27年 10月

H28年 1月

① 住民票住所に居住していない方は
住所情報登録申請を行う。

通知カード



② 全員にマイナンバーを通知
『通知カード』を簡易書留で郵送

個人番号カード



③ マイナンバー運用開始
希望者に『個人番号カード』交付

① 9月25日(金)までに“住所情報登録”を

長期入院や施設入所、学校への通学のためなどにより、住民票と現住所が異なる方は役場で“住所情報登録申請”を行ってください。

② 全員に“通知カード”が届きます【平成27年10月～】

特別な手続きをしなくても、住民票の情報を元にすべての住民に対して、簡易書留で“通知カード”が送られてきます。通知カードは紙製で、一人ひとりに12ケタの個人番号が記入されています。大事に保管してください。

カードと一緒に“個人番号カード”の交付申請用紙も送られてきますので、“個人番号カード”が欲しい方は送られてきた記入例を見ながら申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼って申請書を送付してください。



民間事業者は何をすれば良いの？

・民間事業者においても、源泉徴収票、健康保険、厚生年金、雇用保険など社会保障や税関係の手続き書類に記載するため、従業員やその扶養家族の個人番号を把握していただく必要があります。

・定められた行政手続き以外の目的での利用が禁止されており、違反すると罰則が科せられます。
・従業員等の個人番号が含まれた個人情報の取扱は、厳格に行う必要があります、事業者の事業内容や規模に応じた適切な技術的・物理的な安全管理措置を講じる必要があります。
詳細については、先月の全戸配布でお配りした水色の冊子「いよいよマイナンバー制度が始まります。」をご覧ください。下記ホームページをご覧ください。

■政府広報オンライン（事業者向け）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>

■特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

H29年1月

④ 個人用サイト開設
マイナポータル運用開始

※国や自治体の
情報連携が本格化
行政の申請等の
添付書類が省略
される予定です。

※民間利用について
も、随時拡大され
る予定です。

③ 希望者に“個人番号カード”の交付が開始 【平成28年1月～】

個人番号カードはプラスチック製で、裏にはICチップが埋め込まれており、申請書を提出した希望者に対して、当面は無料で交付します。（紛失や汚損による再発行にはお金がかかります。）カードの表には氏名、住所、性別、生年月日と顔写真が付いていますので、免許証同様に公的な身分証明としてご利用することができます。裏面にはマイナンバー（個人番号）の記載がありますが、こちら側をコピーすることができるのは法律で定められた業務のみになりますので、むやみにコピーをしたり、他人に教えたりしないようにしてください。

④ マイナポータル運用開始 【平成29年1月～】

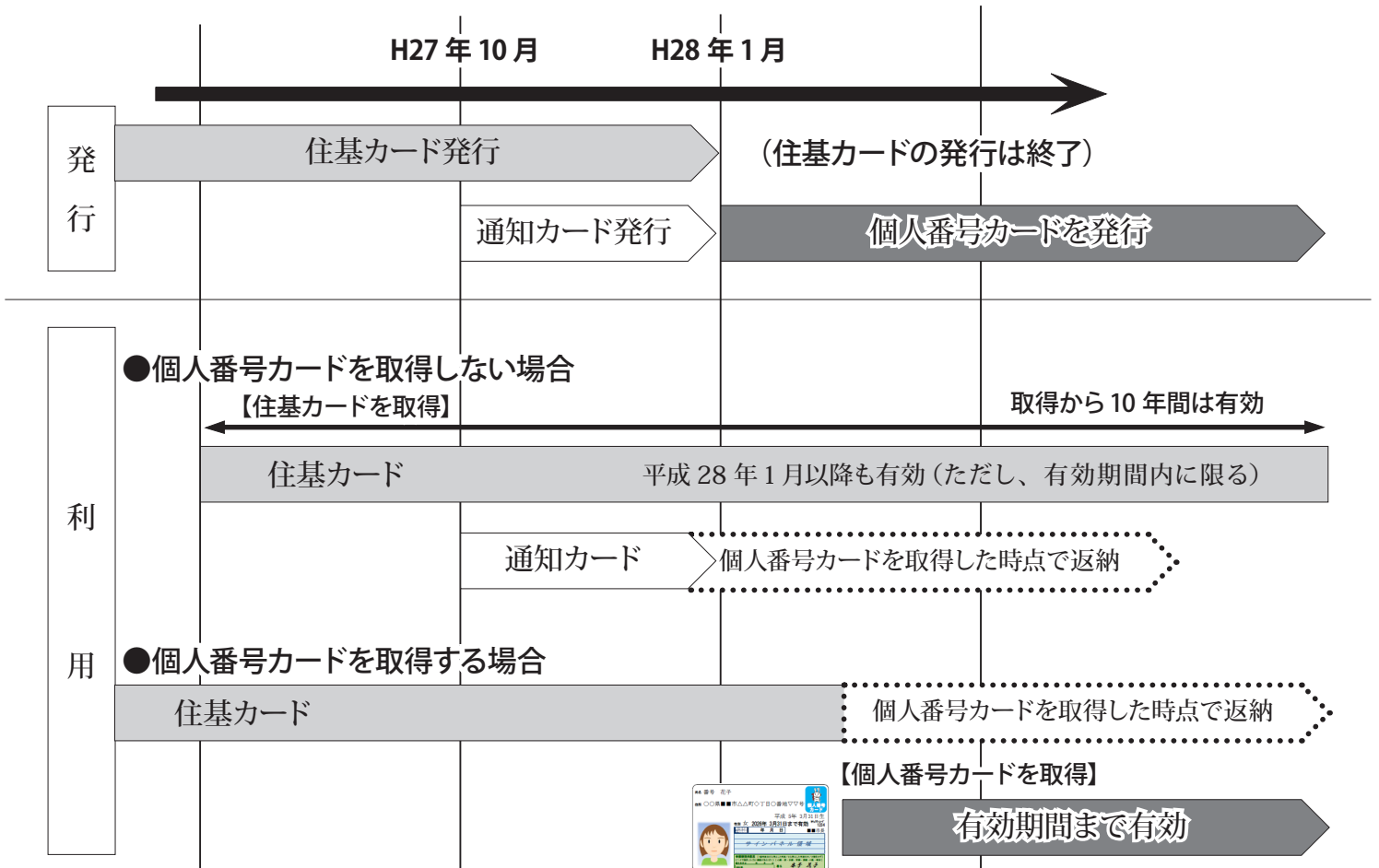
行政機関がマイナンバー（個人番号）のついた情報をいつ、どことやりとりしたか確認できたり、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。セキュリティ対策として、原則として“個人番号カード”のICチップを利用してログインを採用する予定です。個人番号カードをお持ちでない方は、書面による開示請求も行える予定です。



住基カードに通知カード、個人番号カードって分かりづらい…

平成 28 年1月以降、番号制度に基づき個人番号カードが交付されるため、住民基本台帳カード（住基カード）は平成 27 年 12 月で交付が終了します。12 月末時点で、住基カードをお持ちの場合、有効期限まで利用できますが、平成 28 年1月以降、個人番号カードを取得する際、住基カードの返納が必要です。

※住基カードと通知カードは一緒に持つことが出来ますが、個人番号カードは取得した時点で住基カード（お持ちの方のみ）と、通知カードは返納してください。



マイナンバーに関するお問い合わせ先

※ご不明な点がございましたら、先月の全戸配布でお配りした水色の冊子『いよいよマイナンバー制度が始まります』をご覧ください。下記の連絡先にお問い合わせください。

■全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178 (外国語対応: 0570-20-0291)
9:30 ~ 17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

■ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

■政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp>

保健師からのお知らせ



10月からインフルエンザ予防接種が始まります。

毎年冬から春にかけてインフルエンザが流行しやすくなります。

そこで、今年もインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。概要は次のとおりです。詳しくは、チラシでご案内します。

| | |
|--|--|
| 予防接種実施期間 | 平成27年10月～12月 |
| 接種会場 | 福岡県内指定医療機関 ※65歳以上の方は日田市医療機関も接種が可能です。 |
| 助成対象者 | 東峰村に住所がある満1歳以上の方 |
| 助成額及び自己負担額 | 年齢により異なります。チラシをご覧ください。 但し、生活保護世帯の方は無料です。 |
| 予約について | 原則的に事前の予約が必要です。ワクチンには限りがありますので、医療機関によっては希望しても接種ができない場合があります。なるべくお早めにかかりつけ医や最寄りの医療機関へご相談・お問い合わせ下さい。 |
| ★東峰村立診療所は事前の予約をしていないと接種ができません。村立診療所での接種を希望される方は、10月中旬までに診療所へ直接ご予約下さい。 | |
| 接種の際に必要なもの | 接種料金（医療機関により異なります）、健康保険証、母子健康手帳（中学生以下） |
| 注意事項 | ・中学生以下の方は保護者の同伴が必要です。 ・治療中の病気がある方は、接種前に主治医にご相談され、許可を得ていただく必要があります。 |
| お問い合わせ先 | 東峰村役場 小石原庁舎 保健福祉課 電話 0946-74-2311 |

☆☆☆東峰村総合健（検）診≪代替日程≫のお知らせ☆☆☆

8月25日（火）に小石原公民館で予定しておりました総合健（検）診は、台風15号接近のため延期いたしました。度重なる日程延期で大変ご迷惑をおかけしています。

その代替日程が下記のように決定しましたのでお知らせします。また、今年度の総合健（検）診の残りの日程につきましても、合わせてお知らせしますので、多くの方の受診をよろしく願います。

なお、7月分の代替日程の確認も願います。

| 日程 | 受付時間 | 会場 | 対象地区 |
|------------------|-------|---------------|--------------|
| <u>9月20日（日）</u> | 8:00～ | <u>いずみ館</u> | <u>福井地区</u> |
| <u>10月30日（金）</u> | | <u>小石原公民館</u> | <u>小石原地区</u> |
| 11月 8日（日） | 11:00 | いずみ館 | 未受診の方 |
| 11月28日（土） | | せせらぎ鼓 | 未受診の方 |

7月26日（日）の
補完日程です！

8月25日（火）の
補完日程です！



【問い合わせ先】
東峰村役場 保健福祉課
TEL 74-2311





役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311
小石原庁舎：74 - 2311

企画政策課

◆ 「東峰村総合戦略」策定状況の報告について

■ 総合戦略策定に関する8月の動きについて報告します。

作業部会

| 部会 | 期日 | 内容 |
|-----|-------|--|
| 第8回 | 8月11日 | 「総合戦略推進会議(7/17)」および「先進地視察(下記詳細)」の報告、「総合戦略で取り組む具体的な施策」について協議を行いました。 |
| 第9回 | 8月31日 | 「総合戦略の骨子作成に係る基本目標」、「総合戦略で取り組む具体的な施策」について協議しました。 |

【先進地視察の報告】

作業部会では、今後の総合戦略策定の参考とするため、8月に先進地視察を行いました。作業部会を2班に分け、それぞれ島根県おおなんちょう邑南町と長崎県おちかちょう小値賀町を視察しました。下記に、部会員より報告します。

I. 島根県邑南町(8月3日～4日)

人口約11,000人(高齢化率約41%)の邑南町では、平成23年度から「攻めと守りの定住プロジェクト」を立ち上げ、推進していました。攻めにおいては、「食」と「農」を切り口にした町づくりとして「A級グルメ」構想を、守りにおいては、「日本一の子育て村」構想を、それぞれ立ち上げ、産業と福祉・教育を同時に進めており、また同時に定住支援コーディネーターを設置して、徹底した移住者のケアを行っていました。地元の産物を使用した「A級グルメ」が味わえるレストラン「味蔵」では、邑南町にIターンをされたオーナーや、スタッフとして地域おこし協力隊の方々が活躍されていました。一方、「日本一の子育て村」の施策として、保育料の全額無料化(第2子以降)や医療費の無料化(中学生まで)、町の医療従事者を育成するための奨学金制度(町の医療福祉施設の業務に従事すれば奨学金免除)など、子育てや教育をサポートする体制が充実していました。少子化が叫ばれるなか、「学校の統廃合は、子育て支援等の万策が尽きるまでは行わない」という町長の決意の言葉が、大変印象に残っています。



▲A級グルメレストラン「味蔵」

II. 長崎県小値賀町(8月6日～7日)



▲古民家レストラン

人口約2,600人(高齢化率約45%)の島である小値賀町では、近年郊外から多くの人に移り住んでおり、その施策について町より説明を受けました。小値賀町では、島全体の観光事業を一本化して提供する組織を立ち上げ、ゲストハウス整備や民泊による中長期滞在型の観光事業の推進、農業分野では担い手会社による後継者育成制度の取り組み、移住者には生活面での制度づくりとワンストップ相談窓口の整備と言った複数のプロジェクトを同時に推進することによって島を活性化させています。今回、特に印象が強かったことは、説明して頂いた総務課の係長が「島全体でヒト、モノを獲得する為に何事もチャレンジして結果を残すことが大事」と話されていたことでした。何かしたらいいなと考えているうちは何も始まらず、とにかく実行しなければ先が見えないということは東峰村でも共通の課題であり、住みたいと思ってもらえるような魅力とは何か、何をすべきなのかを考える上で必要なものを学ぶ視察となりました。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課 (電話：72-2311)

企画政策課

◆地域活性化住宅（仮称）の建設について

地域活性化住宅（仮称）とは、移住・定住対策の一つの施策として、村の人口を増やすことを目的とする施設です。特に若者層や子育て世代の人口を増やすことを目的にしています。

建設場所は、「宝珠の郷」の北側（東峰村大字福井 1658 番地 2）で、来年 3 月中の入居開始を目指しています。建設物件については、下記の 2 種類です。

現在、村にある住宅は、すべて公営住宅ですが、それとは性格が異なります。通常の公営住宅は、法律によって入居できる方が制限されており（入居世帯の収入が限度を超えると入居できません。）、家賃も自由に村が設定することができません。一方、活性化住宅（仮称）は、入居の条件や家賃は村が自由に設定できます。

【建築物件】

- (1) 世帯用住宅（木造 2 階建長屋タイプ 2 戸 3 L D K 92㎡ / 戸） 2 棟
- (2) 単身用住宅（木造 2 階建長屋タイプ 4 戸 1 K 34.7㎡ / 戸） 1 棟

※詳細につきましては、追って広報紙等でお知らせします。



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）

農林観光課

◆標準農作業賃金について

標準農作業賃金とは、農作業の受委託や機械を利用する際の料金の目安となるもので、福岡県農業会議朝倉支部で、春季（4月）と秋季（8月）の年 2 回改定しています。

この賃金はあくまで目安ですので、現地等の諸条件により増減が考えられる場合は、双方の話し合いのうえ決定してください。

平成 27 年度 秋季標準農作業賃金表

平成 27 年 8 月 4 日改定（単位：円）

| 項目 | 区分 | 朝倉市・朝倉郡 | 備考 |
|-----------|---------|-------------|--------|
| 機械麦刈 | 10アール | バインダー | 7,800 |
| | | コンバイン | 16,400 |
| 稲脱穀作業 | 10アール | 8,600 | |
| 籾乾燥 | コンバイン1袋 | 400 | |
| 稲刈りから乾燥調製 | 10アール | 26,000 | |
| 耕起 | 10アール | 耕運機 | 7,500 |
| | | トラクター | 7,500 |
| 麦機械播き | 10アール | 9,100 | |
| 果樹作業（収穫） | 8時間 | 5,800～6,200 | |
| 一般作業 | 8時間 | 5,800～6,300 | |
| 土地改良剤散布 | 10アール | 1,500 | |
| 大豆コンバイン収穫 | 10アール | 10,000 | |
| 乗用防除機 | 10アール | 2,000 | 農薬別 |

※最低賃金 1日（8時間労働）5,816円（1h = 727円） 対前年比 102.11%

参考：平成 26 年度 1日（8時間）：5,696円

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話：72-2313）